

ノ通内規ヲ改正スベシト公表シテ逐條的ニ説明協定
シタル結果田滿孚協成ニシテ解決スルニ至リ組合側
ハ今後一層奮勵スヘク誓ヒテ退出セリ
右及申(通)報候也

附記一

歎 願 書

- 一 合社内規の退職手当制を左の要項に依る改正をされたし
- (1) 自己の都合により退職する場合は一週以上認められ一週以内は手当金を支給されたし。
- (2) 五日月までの制限を取止められたし。
- (3) 満一ヶ月勤続者と同額支給されたし。
- (4) 勤続年数の計算は入社當時より起算されたし。
- (5) 手当率を滿一ヶ月に対し賃銀の拾八日分とし勤続拾年近ハ、毎年十八日分を加算されたし。勤続拾年以上ハ、毎年二十四日分を加算されたし。
- (6) 但し退職當時の賃銀にて計算のこと
- (7) 見習工に對しては期間満了と同時下(ホ)項の率の見習工手当を給與せられたし。

一 四月半時勤務日給八日分支給を五月半時勤務日給二日分支給と改正されたし
一 四月半時勤務日給半額を支給せられたし。
一 勤続拾年退職を命ぜられる三人に對しては改訂される退職手当制を適用せられたし。